

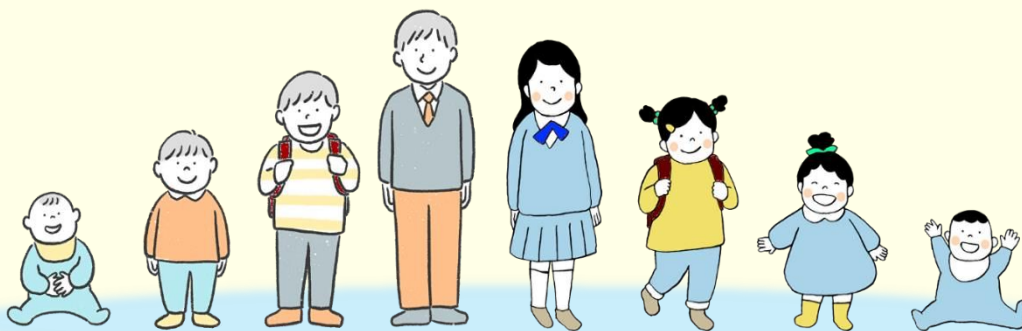
概要版

三田市こども計画

令和7年度～令和11年度



子ども・若者の権利と幸せを守る
「こどもまんなかのまち」
さんだ



子どもや若者が自分らしく、幸せに成長できるように社会全体で支えていくため、令和5年4月に「こども基本法」がスタートしました。「三田市こども計画」は、この法律にもとづき、子ども・若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを推進する計画です。

令和7年3月

三 田 市

計画の位置づけ

- ◆ 本市では、令和2年3月に「第2期三田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども施策の取り組みを推進してきました（令和2～6年度）。
- ◆ 本計画は、「こども基本法第9条」に基づく「こども大綱」を勘案した市町村こども計画に位置づけ、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。
- ◆ 次の子ども・若者に関する計画を包含する総合的な計画とします。

- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条に定める成育医療等基本方針に基づく市町村計画

- ◆ 本計画は、妊娠期から始まり、出産期、就学前期、学童・思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

本計画のポイント

- ◆ 新しい計画を策定するにあたり、子育て世帯と中学生・高校生・若者（18～39歳）を対象としたアンケート調査、子育て支援に関わる関係機関・団体調査、ワークショップ、オンライン意見箱による意見聴取を行いました。本計画はこれらの調査結果等を踏まえ、下記の新たな視点により策定しています。

こども基本法、こども大綱の趣旨

視点1

全ての子ども・若者の生涯にわたる幸せ（ウェルビーイング）の向上と、子ども・若者が権利主体であることの理解の促進

共働きの増加、人間関係や地域とのつながりの希薄化、子育て家庭の孤立の懸念

視点2

子どもの誕生前から子育て期まで切れ目なく子育て家庭を支える相談支援の推進

安心できる居場所の数が多いほど、生活満足度が高くなる

視点3

子ども・若者が人とつながり、安心して過ごすことができる多様な居場所づくり

「市に意見を伝えたり、実現に向けて取り組みたい」と思う中高生・若者が約4～5割

視点4

子ども・若者の意見表明や、まちづくりへの参画の機会確保

体験活動の頻度が高いほど、自己肯定感等も概ね高くなる

視点5

多様な体験活動や学びの場の充実

体罰禁止を認識しているにもかかわらず、子どもを叩いたことがある保護者が約4～5割

視点6

児童虐待の未然防止の強化

「子育てが地域で支えられている」とあまり感じていない保護者が約3割

視点7

地域における子ども・若者の育ちや家庭を支える環境づくり

めざす将来像（基本理念）

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえ、めざすべき将来像（基本理念）を下記の通り設定します。

子ども・若者の権利と幸せを守る
「こどもまんなかのまち」さんだ

ライフステージ別

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援

子ども・若者の年齢及び発達段階を「妊娠・出産期、就学前期」「学童・思春期」「青年期」の3つのステージに分け、段階ごとに取り組むべき施策を定め、切れ目ない支援を行います。

妊娠・出産期、就学前期 (0歳～5歳)	妊娠・出産期、乳幼児期の心身の健康、就学前教育・保育の充実、切れ目ない身近な相談支援体制等
学童・思春期 (6歳～概ね18歳)	児童生徒の心身の健康、安全・安心な居場所づくり、いじめや不登校等の相談支援、将来のための知識に関する教育等
青年期 (概ね18歳～39歳まで)	地域におけるふれあいの推進、就労・自立に向けた支援、結婚を希望する人の出会いの場の創出・結婚新生活支援等

※ 本計画では、「子ども」は概ね18歳までを、「若者」は概ね18歳から39歳までを指すものとします。
※ 「子ども」と「若者」は、一部重複します。

ライフステージを通して

基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援

子ども・若者のライフステージ全体を通して取り組むべき施策を推進します。

- 子ども・若者に保障されている権利について、全ての市民の理解が深まるよう取り組みます。
- 子ども・若者が自己肯定感をもって成長できるよう体験機会の充実を図ります。
- 子ども・若者の意見表明や、まちづくりへの参画の機会を確保します。
- 地域や関係機関との連携を一層強化し、児童虐待の未然防止・早期発見と迅速な対応に努めます。
- ひとり親家庭、障害のある子ども、ヤングケアラー、外国にルーツのある子ども・若者が安心して暮らせるように支援します。
- 子どもの貧困解消に向けた対策（経済面、居場所づくり、学習等の支援）を進めます。

基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり

子ども・若者及び子育て家庭を支える地域づくりを推進します。

- 子育てに喜びを感じながら子育てできるよう、保護者同士の交流機会などを提供します。
- 子育て支援に関わる担い手の養成・育成や、多様な担い手同士の交流を促進し、地域が見守り支え合うネットワークづくりに取り組みます。
- 子育て支援サービスの充実や経済的な負担軽減などに取り組みます。
- 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進します。
- 子ども・若者・子育て家庭が住み続けたいくなる生活環境づくりを推進します。

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援

ライフステージ別の取り組み

1 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します

妊娠・出産期、就学前期

重点施策1

- (1) 妊娠・出産期の心と身体への健康づくりの推進
- (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進
- (3) 就学前教育・保育の充実
- (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

2 就学期の子どもに生きる力と豊かな感性を育む環境づくりを進めます

学童・思春期

重点施策2

- (1) 学童・思春期の心と身体への健康づくりの推進
- (2) 安全・安心な居場所づくりの推進
- (3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応
- (4) 将来のための知識に関する教育や啓発の推進

3 子ども・若者の主体性を尊重し自立を促進します

青年期

- (1) 地域におけるふれあい・助け合いの推進
- (2) 就労・自立に向けた支援
- (3) 結婚を希望する方への支援・新生活への支援

基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援

ライフステージを通じた取り組み

1 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します

重点施策3

- (1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発
- (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援
- (3) 子ども・若者の意見表明や参画機会の充実

2 様々な状況にある子ども・若者や家庭が安心して暮らせるよう支援します

重点施策4

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 障害のある子どもへの支援
- (3) 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化
- (4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援

3 生活困窮を抱える家庭の子ども・若者が等しく成長できるよう支援します (三田市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

- (1) 早期発見・早期支援の体制の強化
- (2) 保護者に対する就労支援・経済的支援
- (3) 居場所づくり・学習・進学への支援

基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり

1 子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します

重点施策5

- (1) 親育ちへの支援強化
- (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり
- (3) 学校・家庭・地域の連携と協働

2 必要な子育て支援がいつでも、もれなく受けられるよう支援します

- (1) 多様な教育・保育・子育て支援サービスの充実
- (2) 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進
- (3) 子育てに要する経済的な負担の軽減

3 子ども・若者・子育て家庭が住み続けたい生活環境の向上を進めます

- (1) 子ども・若者を犯罪や交通事故等から守る環境づくりの推進
- (2) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくりの推進

重点施策

本計画では、三田市を取り巻く現状や課題を踏まえた計画の新たな視点として、次の5つを重点施策として展開します。

妊娠・出産期、就学前期

重点施策1 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します

妊娠・出産をスタートとした伴走型の相談支援や、子ども家庭センターを中心とした乳幼児から子育て期にわたる切れ目ない身近な相談支援を強化します。また、産後ケア事業等により産後の心身のサポートの充実を図ります。

- (1) 妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進
- (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進
- (3) 就学前教育・保育の充実
- (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
産後ケア事業	利用割合	5.6%	30%
子ども家庭センター	合同ケース会議の実施割合	1%	25%

重点施策2 安全・安心な居場所づくりの推進

学童・思春期

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子ども教室や放課後児童クラブの安定的な運営に取り組みます。また、子ども食堂など、地域で子どもの居場所づくりに取り組む多様な活動団体等との連携・協働を図ります。

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
放課後子ども教室	開催日数	1,377日	6,800日 (5年間延べ)
地域で居場所づくりに取り組む団体への支援	子ども食堂の数	11か所	15か所

重点施策3 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します

こども基本法の6つの基本理念を踏まえ、子ども・若者が権利の主体であることが市民全体に広く理解されるよう、普及・啓発や多様な体験活動等を推進します。また、子ども・若者が地域の一員として意見を表明できる機会確保に努め、まちづくりに参画できる環境づくりを推進します。

- (1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発
- (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援
- (3) 子ども・若者の意見表明や参画機会の充実

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
子どもの権利に関する啓発や学習機会の充実	子ども・若者の権利に関する啓発・研修等の事業数	3事業	増加
子ども・若者の意見表明や参画機会の充実	子ども・若者の意見表明の機会につながる事業数	5事業	増加

重点施策4 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化

支援を必要としている子どもや家庭を早期に把握し、「子ども家庭センター」を中心とした児童虐待等の未然防止や相談支援体制の強化を図ります。また、ヤングケアラーの状況を早期に把握し、必要なサービス・支援につなげる体制の整備を行います。

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
親子関係形成支援事業	ペアレントトレーニングの参加者数	60人	300人 （5年間延べ）
こども家庭ソーシャルワーカー有資格者の配置	こども家庭ソーシャルワーカー有資格者配置数	現状なし	5人 （5年間延べ）

重点施策5 子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します

保護者同士の交流を通じた仲間づくりの機会や、子育てに関して学べる場を提供します。また、子育て支援に関わる担い手の養成・育成活動を行うとともに、多様な担い手同士の交流を促進し、連携・協働につながるネットワークづくりに取り組みます。

- (1) 親育ちへの支援強化
- (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり
- (3) 学校・家庭・地域の連携と協働

重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
子育てグループの支援	多世代交流館での子育てグループ数	8グループ	13グループ
多世代交流館でのボランティア養成・育成	多世代交流館でのボランティア活動者数	1,739人	1,774人



- **【新】市立認定こども園ありまふじ幼稚園の開園**
 - ・市立幼稚園の再編による、新たな市立認定こども園ありまふじ幼稚園の開園にあたり、運営に必要な通園バスの運行、外部給食や保育システムの導入等を行います。
- **【新】こども誰でも通園制度プレ事業**
 - ・令和8年度から全国で一斉実施予定の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、市内におけるニーズや実施にあたっての課題を整理し、スムーズな本格実施につなげます。
- **【新】フリースクール等利用支援事業**
 - ・不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保につなげるため、フリースクール等民間施設に通う不登校児童生徒の家庭に対して支援を行います。
- **【新】子どもの意見表明の機会確保試行事業**
 - ・三田のまちづくりに関するテーマについて、子どもを対象とした意見交換や提案の場を試行的に提供し、子どもの権利理解、意見表明及びまちづくりへの参画を促す機会とします。
- **【新】子ども・地域食堂支援事業**
 - ・子どもの居場所づくりを通じ、子どもや家庭の孤立防止・支援を行う市内の子ども・地域食堂に対して経費の一部を補助することにより、子どもや家庭を支える環境づくりを推進します。
- **【新】ひとり親家庭等大学受験・模擬試験費用補助事業**
 - ・家庭の経済状況にかかわらず、進学の手がかりが提供されるよう、大学等の入学試験受験料及び高等学校又は大学等受験のための模擬試験受験料を助成することで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しします。
- **【拡】【新】6つの無料化**
 - ・「こどもを核としたまちづくり」の実現に向けた中心的な施策として「6つの無料化」を実施します。子どもを産み育てたいという希望を後押しするとともに、子育てに関する経済的負担を軽減することで妊娠から子育て期まで切れ目ない支援を行い、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、地域社会の基盤づくりを図ります。

【拡】不妊治療ペア検査助成事業、【拡】不育症治療支援事業、【拡】新生児聴覚検査推進事業

【新】1か月児健康診査実施事業、【新】中学校給食の無料化、【拡】子育て支援医療費助成事業

三田市子ども・未来部子ども政策課 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

TEL：079-559-5079 FAX：079-563-3611

24子政2-116A4